

学校法人明治薬科大学の望ましい評議員像

学校法人明治薬科大学の評議員は、建学の精神と法人理念を理解し、理事会と協働しつつも独立した立場から、大学の公共性・透明性・説明責任を担保し、持続的発展と健全なガバナンスを支える良識あるパートナーである。評議員は、私立学校法に定める基本的資格（当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見）を有する者であって、多様な専門的視点と社会的観点から法人運営を見守り、必要に応じて提言・助言を行うことにより、大学の自律的な発展に寄与できる者で、評議員会に優先的に出席可能な者が望ましい。

1. 建学の精神・法人理念を深く理解し、高い倫理観と公益性に基づいて大学を支えること。
2. 維持員制度と伝統を正しく理解し、その理念を将来にわたり建設的かつ発展的に継承できる視点を有すること。
3. 理事会の業務執行状況を適正に確認し、法令遵守と説明責任を担保すること。
4. 教育・財務・経営分野に関する経験を活かし、建設的な提言と助言を行えること。
5. 大学運営の透明性と公正性を確保し、外部社会に説明できる見識を持つこと。
6. 教育研究の本質を理解し、学内外の改善提案に資すること。
7. 財務・組織運営に関する理解を持ち、経営的視点から長期的発展を見据えられること。
8. 特定の利害に左右されず、公正中立な判断を行うこと。
9. 外部動向を理解し、企業・医療機関・地域社会との連携知見を大学に還元できること。
10. 理事会と協働しつつも独立性を保持し、大学の全体最適を志向する視野を持つこと。

(令和7年12月19日 臨時理事会 改定)